

## 東京都児童福祉審議会 第1回本委員会 議事録

### 1 日時

平成16年6月23日(水) 18:00～19:20

### 2 場所

都庁第一本庁舎 33階 北側 特別会議室N6

### 3 会議次第

#### (1) 委員紹介

#### (2) 副知事挨拶

#### (3) 議事

- ・里親認定部会の設置について
- ・子ども権利擁護部会の設置について
- ・今期のテーマについて
- ・専門部会の設置について

#### (4) 福祉局長挨拶

### 4 出席委員

網野武博委員、磯谷文明委員、大谷久雄委員、近藤恵子委員、庄司順一委員、  
鈴木祐子委員、瀬戸純一委員、田辺まさ子委員、玉木一弘委員、鶴岡健一委員、  
中山弘子委員、福田茂雄委員、藤井一委員、松谷克彦委員、村井美紀委員、山田昌弘委員

### 5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿

資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料3 東京都児童福祉審議会に関する資料

資料4 東京都児童福祉審議会里親認定部会について

資料5 東京都児童福祉審議会子ども権利擁護部会について

資料6 東京都児童福祉審議会 今期の審議にあたって

### 6 議事録(全文)

開会

午後6時00分

○松岡子ども家庭部計画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は当審議会の事務局の書記を担当させていただいております、福祉局子ども家庭部計画課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方々のご出席についてご報告をさせていただきます。本審議会の委員数は、今期本委員19名でございます。本日、所用のためご欠席とご連絡をいただいている委員は高塚委員と馬場委員の2名、ご出席とご返事をいただいている委員は17名でございますので、定足数に達することをご報告させていただきます。少々おくれにいらっしゃる委員の方がおられますけれども、その他の委員の方々はおそろいでございますので、始めさせていただきます。

まず、お手元に会議資料を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。資料1は、東京都児童福祉審議会委員名簿でございます。資料2は東京都児童福祉審議会行政側名簿、資料3は東京都児童福祉審議会に関する資料、資料4は東京都児童福祉審議会里親認定部会について、資料5は東京都児童福祉審議会子ども権利擁護部会について、資料6は東京都児童福祉審議会今期の審議にあたってでございます。参考資料といたしまして、前期の東京都児童福祉審議会の意見具申「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」、2004年版東京の社会福祉、児童相談所のしおり2003年(平成15年)版を置かせていただいております。また、本審議会の発令通知書を皆様の机の上に置かせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから今期第1回目の東京都児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を事務局で務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新たな審議会の発足にあたりまして、委員の皆様方の紹介をさせていただきます。資料1の委員名簿に沿ってご紹介をいたします。

まず、網野武博委員でございます。

○網野委員 よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 次に、少々おくれにいらっしゃるようですが、磯谷文明委員でございます。

次に、大谷久雄委員でございます。

○大谷委員 大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 近藤恵子委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 庄司順一委員でございます。

○庄司委員 庄司です。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 鈴木祐子委員でございます。

○鈴木委員 よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 瀬戸純一委員でございます。

○瀬戸委員 よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 次に、本日ご欠席でございますが、高塚雄介委員でございます。

続きまして、田辺まさ子委員でございます。

○田辺委員 田辺でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 玉木一弘委員でございます。

○玉木委員 よろしく申し上げます。

○松岡子ども家庭部計画課長 鶴岡健一委員でございます。

○鶴岡委員 鶴岡です。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 中山弘子委員でございます。

○中山委員 中山でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 次に、本日ご欠席でございますが、馬場弘融委員でございます。

続きまして、福田茂雄委員でございます。

○福田委員 福田茂雄です。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 藤井 一委員でございます。

○藤井委員 藤井です。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 松谷克彦委員でございます。

○松谷委員 松谷です。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 村井美紀委員でございます。

○村井委員 村井でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 山田昌弘委員でございます。

○山田委員 山田です。よろしくお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 次に、少々おけるとご連絡いただいておりますが、米山明委員でございます。

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

次に、東京都の行政側の出席者をご紹介させていただきます。本日は、知事はあいにく所用により出席ができませんが、知事にかわりまして、福永副知事が出席させていただいておりますので、ご紹介いたします。

次に、幸田福祉局長でございます。

その他、関係職員が出席させていただいておりますが、資料2の行政側名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして福永副知事からごあいさつを申し上げます。

○福永副知事 副知事の福永でございます。児童福祉審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

皆様方、このたびは大変お忙しい中にもかかわらず、委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから都の子ども家庭福祉行政の推進にご理解・ご協力をいただきまして、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、今日、子どもと家庭の状況に目を向けてみますと、都市化、核家族化により、地域のつながりが大変希薄化しており、家庭や地域の養育力が低下しているという状況が見受けられます。また、少子化も急速に進みまして、先日発表されました人口動態調査統計によれば、平成15年度の都における合計特殊出生率は、全国で初めて1.0を割り込むという、まさに危機的な事態になっております。

そうした中、子育て不安の増大とともに、児童虐待の増加、あるいは少年犯罪の多発など、さまざまな問題が発生いたしております。少子化の時代であればこそ、子どもたちが本来の未来の担い手として健やかに生まれ、そして育成される環境を整えていかなければならないと存じます。私も東京都の少子高齢化対策を担任いたします副知事といたしまして、こうした問題への取り組みが非常に重要な課題であると深く認識いたしております。

東京都では、これまでも福祉改革プランに基づきまして、子どもが地域で健やかに育つことができる社会を目指し、都市型保育サービスの充実、あるいは地域に根差した子育て支援システムの整備などを進めてまいりましたが、一層、これらの取り組みを強化していく必要があると考えております。この審議会の場を通じまして、子ども家庭福祉に造詣の深い委員の皆様方から貴重なご意見を賜りながら、大都市東京での困難な子育て、あるいは子育てを支えていくための方策というようなものを、東京から全国に発信してまいりたいと存じます。

今後とも子ども家庭福祉行政の一層の向上にお力添えを賜りますとともに、いろいろなお意見を賜りまして、行政の一助にさせていただきたいという願いでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、改選後初めての審議会でございますので、児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、副委員長1名を互選により選出することとなっております。このことについては、いかがいたしましょうか。

○山田委員 大変僭越でございますが、これまでのご経験やご実績、また前期も委員長としてすぐれた調整力を発揮なされた網野武博委員を、委員長に推薦したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。また、副委員長に関しては、委員長に一任して選任いただくのが適当かと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○松岡子ども家庭部計画課長 ただいま山田委員から、委員長には網野委員、副委員長は委員長に一任というご発言がございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、本審議会の委員長は網野委員、副委員長は委員長に一任ということで決定させていただきます。

網野委員、どうぞ委員長席にお移りください。

(網野委員、委員長席へ移動)

○松岡子ども家庭部計画課長 では、網野委員長、一言ごあいさつをお願いいたします。

○網野委員長 ただいまご指名いただきました網野と申します。前期も僭越ながらこの役割を担わせていただきましたが、先ほどの副知事のごあいさつにもございましたように、やはり東京の審議会の意見といたしますのは、言うまでもなく東京独自のものがございますが、もう一つ、全国に発信する、あるいは日本のこれからをどう考えるかということで、かなり重要な意味を持っていると思います。そのような意味でも、この審議会の通常の部会、さらには特別のテーマに基づいた部会の審議内容は大変重要なものと思っております。どうぞこれからよろしくご審議いただきたく、ご協力をお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 続いて、副委員長の指名をお願いいたします。

○網野委員長 それでは、委員長が副委員長を指名するということでございますので、私のほうから指名させていただきます。児童福祉の分野で非常に経験豊富でございますが、さらに実績のある庄司順一委員をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○松岡子ども家庭部計画課長 ありがとうございます。

途中ではございますが、ここで副知事が所用のため退席させていただきます。

○福永副知事 ありがとうございます。

(福永副知事退席)

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、この後の進行は委員長にお願いしたいと思います。

○網野委員長 それでは、これからの進行を務めさせていただきます。

早速、最初の議題に入りたいと思いますが、里親認定部会及び子ども権利擁護部会の設置

及び委員の選任についてでございます。この児童福祉審議会では、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第1項によりまして、必要に応じて部会を置き、同条第5項により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるとなっております。この審議会では、これまで里親の認定の諮問については里親認定部会、児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときなどの一定の事例の諮問については子ども権利擁護部会を設けて審議を重ねてまいりました。この2つの部会を今期も同様に設置したいと思っておりますが、まずこれらの部会につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 それでは、資料4と資料5に基づきまして、説明させていただきます。

まず資料4の東京都児童福祉審議会里親認定部会についてでございます。児童福祉法施行令第29条、ちなみにこれは資料3の7ページに記載されてございますが、その規定によりまして、里親の認定をするときには児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされております。これらの事項の審議に当たりましては、個別のケースにつきまして、一つ一つ、法律等の専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要となってまいります。これまでも里親認定部会を設置して審議を行ってまいりましたが、今期も同様に設置をしたいということで考えております。

前期の実績で申し上げますと、14回開催いたしまして、トータルで279件諮問があり、その中で主なものとしたしましては、養育家庭を157件、養子縁組里親を105件諮問してまいりました。なお、東京都の養育家庭制度の概要につきましては、お配りしております参考資料の東京の社会福祉、この17ページをごらんいただきたいと思っております。説明は省略いたしますが、家庭的養護のさまざまな類型について記載をさせていただきます。里親認定部会におきましては、里親……養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親を認定するとき、また、里親の登録の更新に当たり、更新の登録が不相当と認められるとき、さらに、里親の更新の登録を行ったときは部会へ報告する、ということで審議事項を定めたいと考えております。

次に資料5の、東京都児童福祉審議会子ども権利擁護部会についてでございます。児童福祉法の第27条8項、同じく同法施行令第32条、これは先ほどの資料3の同じく7ページに施行令が、それから児童福祉法27条8項については、その前の6ページに条文を記載してございます。それらの規定によりまして、児童相談所が施設入所等の措置をとるに当たり、児童や保護者の意向と児童相談所の処遇方針が異なる場合などは、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされております。具体的には、虐待等により、親の意向に反して子どもの施設入所あるいは養育家庭委託等の措置をとる場合に、家庭裁判所の審判を仰ぐということになりますけれども、その際に児童福祉審議会の意見をいただくということになります。

これらの審議に当たりまして、個別のケースにつきまして一つ一つ、法律、医療、心理

など専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要となりますため、子ども権利擁護部会を設置いたしまして、審議を行うこととしたいと考えております。なお、平成16年度から実施しております子どもの権利擁護専門相談事業、これは虐待やいじめ等で子どもからの相談を受けた事例のうち、取り扱っている専門員から申し入れがあった場合に、特に困難な事例についての専門的な助言を行うこともあわせて行っていただくということとしたいと考えております。

前期の例で申し上げますと、子ども権利擁護部会は20回開催いたしまして、先ほど申し上げましたようなケースにつきまして37件の諮問、さらに報告11件等がなされております。

審議事項といたしましては、児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例、その他児童相談所長が必要と認める事例、さらに、緊急を要する場合等で、あらかじめ諮問をするいとまがないときは、事後、直近の部会に報告するという扱いにすること。また、子ども権利擁護専門相談事業における、特に困難な事例についての審議を行うということとしたいと考えております。

なお、これらの部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条2項によりまして、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名することとなっております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

今の2つの部会の設置につきまして、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○網野委員長 質問がありませんので、先に進みたいと思います。

今、ご説明のありました東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第1項により、里親認定部会、それから子ども権利擁護部会、これを設置しまして、それぞれ資料に記載されております職務について、施行規則第5条第5項により、部会の議決をもって審議会の議決とするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○網野委員長 それでは、各部会の委員の選任に進みたいと思います。

まず里親認定部会です。先ほどのご説明にもありましたが、事柄の性質から、民生児童委員、家庭裁判所首席調査官、児童福祉施設に携わっている方、それから学識経験者の方などに委員に就任していただいております。今期もそのように考えまして、磯谷委員、近藤委員、

庄司委員、鈴木委員、鶴岡委員、以上の5人の方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○網野委員長 それでは、よろしくお願ひいたします。

次に、子ども権利擁護部会ですが、審議に十分な専門性を確保するために、医師、弁護士、学識経験者の方々になっていただいております。今期もそのように考えまして、磯谷委員、高塚委員、松谷委員、村井委員、山田委員、米山委員、以上の6人の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。それでは、今お願いいたしました委員で構成される部会で、新たに進めたいと思います。

それでは、今期のテーマ及び進め方についての議事に入りたいと思います。

前回は、先ほど資料にもございましたように「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」ということで、いろいろ議論を重ねて意見具申をいたしました。今期のテーマについて、これから議事を進めていきたいと思っています。

そこでまず、事務局から、現在、東京都として課題になっている事柄、いろいろあるかと思いますが、それをまずご説明いただきたいと思っています。そして、進め方につきましても、これまでの方式等についてご説明いただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○白石子ども家庭部長 この審議会の幹事長を務めさせていただきます子ども家庭部長の白石と申します。私のほうから説明させていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

今回も、これまでと同じように、特に東京都のほうからの諮問ということではなく、審議会の方でテーマを設定していただきたいというふうに思っておりますが、今、委員長から、現在東京都として課題になっている事柄等があれば説明をということでございますので、資料6に従いまして、都で現在、課題として考えていることをお話しさせていただきたいと思っています。

まず、現在の状況でございますけれども、先ほど副知事のほうからもお話をさせていただきましたが、東京では合計特殊出生率が0.998と、1.0を下回るというようなことで少子化が急速に進行している。これが最も緊急的かつ重要な問題であるというふうに思っております。また、東京の子育ての状況というものは非常に難しくなっておりまして、地域のつながりの希薄化、核家族化の進行等で、家庭や地域の中の子どもを育てるいわゆる養育力

といいますか、これが低下しております。そういう中で、親御さんたちは子育てに対しまして強い不安感や負担感を持っていて、それらが高まっている。一方では、児童虐待あるいは非行に代表されるように、子どもを取り巻く状況が深刻化しております。

このような中で、子どもを生み、育てたいと願う人が、安心して生み、育てられる環境を整え、また少子化を克服するということとともに、少子社会の中で、子ども自身が自立した大人として育ち、次代の親となれるように、社会全体として環境をつくっていくということが必要だというふうに考えております。

そういう中で、まず少子化克服への取り組みにつきましては、東京都では今、次世代育成支援行動計画を策定中でございます。またこの8月には福祉保健局というのができ、今の子ども家庭部が改組いたしまして、少子社会対策部という組織として発足いたします。次世代育成支援行動計画につきましては、昨年度施行されました次世代育成支援推進法に基づきまして東京都が策定するものでございますが、これにつきましては、庁内で協議会をつくり、今、準備中でございます。また、広範に都民のご意見も反映させるということで、学識経験者や都民の代表等を委員といたしました懇談会を設置いたしまして進めております。これにつきましては、東京都としても非常に大きなテーマでございますし、またこの審議会とも非常に絡む問題でございますので、できましたら、一度この審議会でも委員の皆様からも意見をいただく機会を設定したいというふうに、現在考えているところでございます。

続きまして、子どもの自立促進への取り組みということでございます。子どもの自立性、社会性を高めるということは、将来の親を育てるという意味からも重要で、これはすべての子どもにとって重要な課題だと考えております。その中でも特に、虐待等の理由により親と暮らせない、いわゆる社会的養護のもとにある子どもにつきましては、さまざまなハンディがある中、社会でほんとうの意味で自立して生きていくということは、やはりまだまだ困難な状況があります。現在、乳児院や児童養護施設、あるいは養育家庭、児童自立支援施設、自立援助ホームなどで育てられているわけですが、真の意味で自立していく力をつけていくにはどうしたらいいかという、そういう難しい問題を抱えていると思っております。また、そういう意味で、このような子どもたちも含めて、すべての子どもが自立した大人、次代の親となるための十分なサポートが受けられるように体制を整備することが、社会のセーフティーネットとしても重要であると思っております。

そういうことから、事務局といたしましては、できましたら今期、子どもの自立支援、特に最もハンディがあり、福祉的ケアを必要としている社会的養護のもとにある子どもたちの自立支援を、今よりもう一步進めるためにはどうしたらいいかということを審議していただければありがたいというふうに考えております。もちろん、最終的にはこの審議会でもテーマをお決めいただくものでございますので、参考までに事務局の今の考え方を申し上げさせていただきます。

また、審議の進め方についてでございますが、これまでは専門部会という一つの部会を設置いたしまして、そこでいろいろ審議をして、その上で本委員会に上げるという方式をとっ

ておりました。今回も、十分議論を尽くすということをしていかなければならないという意味では、そのような方式がよろしいのではないかとこのように考えております。また、この専門部会を設置いたしました場合の委員の選任につきましては、先ほどの2つの部会と同じように委員長が指名するというふうになっております。

テーマについての事務局の今の課題の整理、あるいは進め方につきましての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○網野委員長 事務局から、現在、東京都として特に問題、あるいは課題として抱えている内容について、少子化克服への取り組み、子どもの自立促進への取り組み、この2つを中心にお話いただきました。さらに今後の進め方として、今期のテーマに基づく専門部会を設置したいということでした。

今のお話を受けた上で、せっかくの機会ですので、この審議のテーマ、あるいは委員の先生方が特に興味を持っておられる内容などについて、少し時間をとって自由にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○山田委員 私が前期、委員をさせていただいて最後に言わせていただいたことを、多少は取り入れていただいたかなというふうに思っております。

私、社会学をやっておりますので、いつまでが子どもだろうとか、自立とはどういうことだろうというようなことを研究してまいりました。私の弟子で里親を研究している人がいまして、これは前期の方は二重に聞くことになりましたが、お許してください。里親の子どもに対する聞き取りをしたところ、おれは親から二度捨てられたというふうに言っていたというのが印象的だったと言っておりました。つまり、実の親から1回捨てられて、今度は18歳になったらまた捨てられて放り出されてしまったと。つまり、社会が変わっているのに制度が変わっていないのではないかと。二、三十年前でしたら、15歳、16歳といったらもう仕事についておかしくはないという年だったんでしょうけれども、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、私はバラサイトシングル論の提唱者でありまして、今は18、19、20や25、30まで親の庇護を受けて育つ人がいる一方で、制度上はもう18歳で自立しろというふうに言われてしまう。つまり今は社会環境が非常に厳しい中で、果たして18歳でもう社会の役目はこれで終わったんだから、あとは勝手に自立してくれというのでは、やはり今の社会状況に合っていないだろうというふうに私は考えております。もちろん保護しろと言っているわけではなくて、実際に親に育てられていようが、そうでなかろうが、やはり自立促進への取り組みを社会的に行っていくことが、さまざまな青少年の問題を解決する一つのきっかけであると思っております。

第2点では、やはり今、将来の見通しが非常に暗くなっております。私は産経新聞で12歳事件とかスーパーフリー事件のコメントを何度か寄せたので、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、若者の研究をしていますと、若者や子どもの間で将来、どういうふうにし

きていっていいのかわからない、自分にとってもう将来の幸福な生活はないんじゃないかというような意識が蔓延しているということが、調査などによって明らかになっています。私は青少年協議会の前期委員もやりまして、そこで子ども調査、青少年調査を行いました。やはり、将来今よりも豊かになっていないと考えている子どものほうがはるかに多く含まれていました。

今の年金問題にしても、これは毎日新聞に書かせていただいたんですが、国民年金の未納率とかが多くなっていますが、5年先の生活がわからないという人に、50年先の生活の心配をしろというほうが、やはり無理なのです。つまり、そういう意味から言っても、青少年の自立というものをサポートすることが、めぐりめぐっては社会全体の活力の上昇なり活性化ということにつながってくると私は思っておりますので、今期のテーマについては賛成でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

特に自立をどのように考えるかということでしょうか。それから、将来に希望を持てる青少年の自立、これらのことを重視しながら、自立促進への取り組みということで審議するというので、このテーマで進めることについてのご意見をいただきました。

○松谷委員 今、山田先生のほうから社会的な意味での自立というお話をいただきましたが、私は精神科医なので、精神的な意味での自立ということ一言ご意見を申し上げます。

精神的に人間は大人に向かって自立していくわけなのですが、自立というのは孤立ではないのです。ともすれば、不遇な状況で育ったお子さんの場合、自立というものを孤立と誤ってしまう方がいらっしゃると思うんです。ですから、ほんとうの自立ということの中には、必要なときに適当な相手に頼ることができるということも含まれると思うのです。そういうことを考えて、社会的養護の中に、人的な環境というものの整備ということ視野に入れていただけたらというふうに思います。

私ども臨床で、養護施設からの依頼なんかもありまして、お子さんを見るんです。そうすると、各養護施設では非常に頑張ってやっていますけれども、いかんせん、やはりマンパワーが足りない。それから、専門の臨床心理士などが十分確保されていない状況の中でやっているというのが現状ですので、そのあたり、先ほど申し上げたように社会的養護という中にもう少し人的な要素を考慮していただけるように、皆さんの中でご審議いただけたらと思っ一言意見を申し上げます。

○網野委員長 ありがとうございます。特に精神的自立ということに触れていただきましたが、人的な環境あるいは人的資源を整備していくことを、これから議論するときにぜひ含んでほしいというお話であったかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

○庄司委員 今、お二人の先生からお話をいただいて、ほとんど私自身もそのとおりだなと感じました。ただ、趣旨は全く賛成なんですけれども、一言補足させていただくと、山田先生のほうから、里親のもとにいた子どもが二度捨てられた、そういったことを言った子どもがいたというお話を聞きましたが、もちろんそういった事例もありますけれども、里親委託が解除されても、実はその里親と同居していたり、里親の家の近くで里親家庭と連携をとりながら過ごしている子どももかなりいるわけです。ただ、その場合に、確かに制度的な担保というのが子どもに対しても里親にもない、そういった現実があって、そういう社会的養護のもとにあった子どもが自立していくための体制を整えるということが、ほんとうに今日、求められていると思います。

それからもう1点、松谷先生のお話にかかわることで、自立というのは18歳になったら自立を迎えるとか、17歳から準備をすとかいうことでなくて、やはり極端に言えば乳幼児期からの育ちの結果として自立があると思うんです。そういった意味では、特にご指摘がありました、施設での生活環境、特に人的な面での充実などもしないと、18歳、20歳、25歳になってからの自立になかなか結びついていかない。そういう自立の問題、とても大事ですけれども、少し広く考えれば、自立に至るまでのもっと若い時期からの生活ということも考えなければいけないのではないかというふうに思います。

○網野委員長 ありがとうございます。おそらく今回の部会での重要な審議になるのでしょうか、社会的養護を受けた子どもたちの自立のあり方が一つ、指摘されました。それからもう一つは、これもおそらくいろいろ議論が出るのでしょうか、自立とは何かということ。少なくとも、乳幼児期からの生活そのものがもう既に自立の積み重ねに非常に関連しているという趣旨で、むしろあるとき自立するということではないとらえ方の意味を指摘されたと思います。いろいろこれから議論する上で大事なことが出てきていると思います。

そのほかいかがでしょうか。

○鶴岡委員 私も、このテーマで専門部会を立ち上げて、研究していただくということに賛成です。家庭裁判所では、子どもの非行の問題や離婚の子どもたちのケアといった問題を取り扱っているわけですが、特に少年非行の関係で言いますと、東京家裁で年間に鑑別所に入る少年というのが1,500人以上いるのです。また、在宅で取り扱っている子どもを入れますと、家庭裁判所で1万人以上の子どもたちを取り扱っています。近年、この子たちに対して、自己責任を追及する、厳罰化を求める声というのが非常に多くなっておりまして。それは、責任を追及する、あるいは責任をとる自我を育てるということで、自立を促すということになるのかもしれませんが。しかし、仮にそういうふうに厳罰化を実施して施設に收容するとしても、ほんとうに自立させるためには、もう1回社会に戻さなくちゃいけないのです。ずっと入れておくというわけにはいかない。ですから、自立ということを考えますと、やは

りいろいろな過ちを犯した子どもが社会に戻って再社会化するということが自立ということなのではないかというふうに考えております。つまり、責任に直面する自我を育てるということと同時に、被害の回復にみずから寄与するとか、あるいは社会にもう一度帰っていくということが、非行のある子どもたちの自立ではないかというふうに考えております。そのためには、やはりそれを支援する社会的なネットワークというものが必要なもので、そういうものをどうつくっていくかということをご議論していただきたい。これが、私の仕事柄、この委員会で取り上げていただきたいと思っている理由でございます。

○網野委員長 非行のある子どもの自立についてを考える場合ということで、特に最近、社会が自己責任という名のもとに、厳罰化を求めているという雰囲気についてお話がありました。そういう再社会化する上での自立というものも、ぜひ審議の中で考慮したいというお話だったかと思えます。

もうかなり次の部会の議論に入っているようないろいろなお話をいただいておりますが、ほかに特にございませんか。

先ほど部長から資料6の説明がありましたが、特に数字としてはショッキングな0.998という合計特殊出生率のお話を踏まえて、少子化克服への取り組みということもございました。これは、この2つをとということではありませんが、やはり今、特に話題になっております自立ということと、次世代支援とか、少子化への取り組み、関連するところがいろいろあるかと思えます。もしこの内容で何かご意見とかございましたら、いただきたいと思えます。

○藤井委員 東京の合計特殊出生率が1.0を下回ったということで、これは大都会の特色かもしれませんけれども、やはり若い人たちが安心して子育てができるようにする、これが大変重要な、私たちからすれば政治の役割だと考えております。そういった意味で、東京都としても担当部局に大変ご尽力をいただいて、こういった子育てに対する支援というのをさまざまに取り組んでおります。国におきましても児童手当、やはり子育てにはお金がかかりますので、こういったものに対する支援策を力強く取り組んでまいりました。今年4月から児童手当の対象が拡大いたしましたし、また特に子育てをする際のいろいろな悪条件といえますか、こういった大都会では核家族化が進んでいますので、ちょっと子どもが病気になっても、おじいちゃん、おばあちゃんがいれば、そのぐらい大丈夫だよ、こういう応急手当をしておきなさいよというような知恵がかりられたわけですが、今はなかなかそういったこともままならないということで、すぐに心配で病院に救急車で駆け込むというような状態があるわけです。そういった場合の親の不安を取り除くための、いわゆる小児救急の医療体制、あるいは電話相談、こういったものも都としても取り組んでいる。こういったことは、大変評価したいと思えます。

そういった意味で、私が言いたいのは、やはりこの東京に住む方たちがもっともっと安心

して子どもが生める、こういう環境にしなければいけないんじゃないかということです。この審議会の直接の内容じゃないかもしれませんが、そういった中で、東京としての、何か子育てがしやすいための、さらにこういったことをすべきだということを審議する場にしていただきたいという要望を申し上げます。

○網野委員長 特に、安心して子どもを生み、育てるという環境をほんとうに配慮しなくてはいけないというお話だったかと思いますが、確かにいろいろな子育て上の不安などの背景を見ていきますと、これも結局、どちらかという自立を妨げるというか、そのような面もあるのかと思います。今の藤井委員のお話を、広くこの自立支援という内容、テーマとして考えていった場合にも、いろいろまた関連性が出てくるかと思います。

○近藤委員 ただいま藤井委員のお話を伺いまして、こんな細かいところに入ってしまったはいけないのかもしれませんが、今、東京では子育てというのが非常に問題になっている中で、皆さんやっぺらっしゃると思うんですけども、子育てサロンというのをつくっております。それには社会福祉協議会のほうなどでも応援をしてくださってますし、児童委員、またボランティアの方々、主任児童委員など、皆さんそれに協力していただきまして、大変評判がよろしくて、このごろ皆様誘い合いながら、子育てサロンのほうへ出向いております。それが大変評判がよろしいので、ぜひ私はこういうのを伸ばしてほしいと思います。どうやって子育てしていいかわからないお母様たちが大勢いらっぺらっしゃるわけですね。昔だったら考えられないことなんですけれども、現代ではそういったような家庭が多くて、子育てサロンは、利用者数がだんだん右肩上がりのございますので、これは地域で子育てをするという考え方からして、少子化克服にもつながるでしょうし、いろいろとそうやって楽に子育てできるなら、またもう一人欲しいわという方も出てくるんじゃないかなと思っております。

あと、虐待の件は、私いつも考えているんですけども、毎日の報道で児童の虐待が多うございます。それで、実は私は里親のほうの部会に入っておりますものですから、それを地域の民生・児童委員の定例会のときにお話を申し上げて、ではみんなで児童施設を見学に行きましょうということで、行ってまいりました。そのときに、私はやはり紙の上で見るよりも、実際に行ってみて、そこで働いているの方々のお話を伺って、大変感銘いたしました。と申しますのは、平日でございましたので、子どもたちはみんなそれぞれ児童施設から学校へ通っています。幼稚園に行っている方もいるし、それから中学、高校の方もいらっぺらっしゃいます。2歳から18歳までの子どもたちがそこで生活しているわけなんですけど、ほんとうに自分の家だと思ってそこで生活をしていらっぺらっしゃるわけです。皆さん学校へ行っていたものですから、施設の中には三輪車に乗ってぐるぐる回っているような小さい子どもしかいなかったんですけども、ほんとうにその方たちはいろんな複合的な理由から親元を離れて、そういう施設に入らなければならなかった。その大きな原因はやはり児童の虐待とか、それ

からネグレクトとか、いろいろあるんですけども、その中で私、感じましたのは、働いている職員の方々、それはもう休日なしでやっていらっしゃるんです。お子さんたちの、かわいい、一生懸命やっている顔を見ると、ほんとうにもううれしくてとおっしゃられて。その子どもたちがやっぱり18歳でここを出ていくということが残念だし、本人たちも大学へ行きたいとか、それから大学に行ってもここが自分の家だと思って、ここへ戻ってきたいんだという要望があったということなども伺いまして、これは一つのこれからの課題かなというふうに思いましたので、一言この場で。またあとは審議会の中でこれからご審議いただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

子育て支援で非常に好評を得ているというその子育てサロンのお話、それから、これは先ほどのいろいろお話と関連するでしょうが、社会的養護を担う人たち、あるいは施設での自立への支援といいますか、そのようなことでお話いただきました。

今、近藤委員のお話を伺ってしまして、例えば、私も関係のある施設では、やはり結局、自立援助ホーム的なものがもうなくてはいけないということで、18歳以上の自立したとされる人たちが、またどうもやはり巣に戻ってくるというか、そこで安心して、それでまたいい人を見つけて結婚して、自立して、また何かのときにまた巣に戻ってくるというふうなことを、むしろ積極的に受けとめているところがございしますが、そのような意味でも、やはり自立促進とか自立援助ということがいろいろ関連してくるかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○玉木委員 少子化と自立ということで、どちらのテーマになるのかわかりませんが、先ほど松谷先生からお話があったように、社会の一員として生きていくために、本人が多様な選択肢をまず持っているということが重要ですよ。その選択肢というのは、例えば毎日、一日一日の出来事で出会ったこと、嫌なこと、たくさん経験をどういうふうに判断していくか。それは友人であったり、身近な人であったりという、自分の心のあり方やそのときの判断をどういうふうにしていくかという選択肢と、それから将来を見据えて人生を設計していきなり、社会の中でどう生きていくかと考えていく選択肢、そういうことをまずたくさん見せてあげなければならないんじゃないかと思うんです。それは、今の、だれも何人にも強制されない、何も強制されないという社会の枠組みの中で物を考えるとしたら、とりあえずはたくさん選択肢をどう本人が駆使していくかという、そういうチャンスをやほりできるだけつくっていくという前提があると思います。

先ほど言ったように、非行というものの原因が、例えば両親とか家庭とか学校とか地域社会だとか友人関係だとか、そういった、通常、自立して普通の社会人になって生きていくであろうと思われる、それをつくっていくだろうという装置が何か抜けていることにあるから、そこを補完すればいいのかという問題、あるいは、それはセーフティーネットなのかも

しれませんけれども、社会的な規範の中でそういうセーフティーネットを整えていくという選択肢と、もっと広い、何も強制されない中でどれを選択していくかという、そういう意味での選択肢の提供というのもしていかなければいけないと思います。私はこの児童福祉審議会のこれまでの経緯は詳しく知りませんが、そのセーフティーネットの整備と、それから今の時代に合った多様な選択肢の整備ということに分けて、かつ統合して考えていくというふうにしたほうがわかりやすいし、理解してもらえるのではないかなと。表現があまり具体的ではないので、申しわけありませんけれども、そういうふうに感じました。

○網野委員長 結局、福祉ではいつも、今指摘されましたような重要な議論があるかと思いますが、セーフティーネットとともに、あまり強制されない多様な自由に選択できるもの、これを用意する。これもおそらく自立ということで考えていくときに、いろいろ議論していただけるかと思います。

○松谷委員 たびたびすみません。支援ということでちょっと思ったことがあるので、お話しさせていただきます。

先ほど藤井委員のほうから、経済的な支援と物的な支援という話が出ましたが、実際、東京で子育てするというのはやはりお金もかかるし、あと、住環境を整備するという意味でもなかなか大変で、そういうことが結構ネックになっているんだらうなというのは、実際、子育てをしている人間として実感しているものです。ただ、それともう一つ対比するものとして、やはり精神的な支援というのが大事でしょうし、そのあたりは近藤委員のほうから子育てサロンというお話がありましたが、今、子育てサロンをはじめ、各種子どもをめぐるいろんなお母さん同士のネットワークというのが整備されつつあると思うんです。これがより浸透していくために、各地域での保健福祉センターの位置づけというのがこれから大きくなるんじゃないかという気がします。具体的に言うと、1・6健診とか3歳児健診とか、そういう事業である程度子どもさんをスクリーニングにかけることができますし、お母さん方とお話する機会もあります。それに先駆けて、新生児の訪問というのもあったりしますし、そういうのを利用して、子育てサロンとかネットワークにつなげるという意識を保健福祉センターなどで強く意識づけを持っていただくことによって、今、つくられつつあるネットワークというのがさらに生きてくるんじゃないかなというふうな気がしたので、一言ご意見を申し上げました。

○網野委員長 先ほどは人的資源のお話が松谷委員からありましたが、ソフトとともにそのようなハードを含めての保健福祉センターも精神的な支援に関連するであろうということで、これらもまた実際の議論の中でいろいろ具体的に出てくるかと思います。

○田辺委員 私は子どもが2人おまして、1人、長女が今子育ての真っ最中で、ゼロ歳児

を抱えています。もう一人の娘が学童クラブの職員をしております。私は娘と15分ぐらいのところに住んでいるものですから、子育ての不安のあるときには、メールが来たりとか、電話が来たりとかで、買い物に一緒に行ったりとかして、そういう不安感とか、また相談に乗っているんですけども、近所のやはり子育てをしている人たちの中での不安感、負担感というのは何かといいますと、やはり周りに親族がいない、気楽に話せる相手がいないということ、それから知人も少ない。そういう人たちの子育てがやはり一番大変です。

親同士のコミュニケーションというのは、やはり母親学級や両親学級で一緒だった人たちが、その講座を受けているときにメールの交換をしたり、そして生まれたとか、何か月になったとか、健診時に会ったときに情報交換をして、そしてそういうことをたくさん重ねていくうちに、お友達になって、熱が出たとか、こういうことが大変だとかということ話をしながら、励まし合っているということをよく聞くんですけども、母親学級なんかに行っていましても、やはり閉じこもってしまう親が非常に心配だということをよく話をするんです。メール交換なんかできる親はいいんですけども、そういうことも嫌う。いつの間にか、最初は輪の中にいたけれども、その輪の中にも入ってこれなくなってしまう親がわりと目につく。そういう人たちはこれからどうやって子育てしていくのかなということ、時々思い出すというようなことをよく話しております。ですから、閉じこもってしまう親の子育て、その辺を地域がどういうふうに支援していくかというのも、一つの考えていかなければいけないことだろうなと思います。

それから学童クラブでは、学校が終わって、そして家庭に帰るまでの何時間かを過ごすわけですけども、やはり家庭で甘えたくても甘え切れない部分を学童クラブで発散していく。もう娘なんかは体当たりで肉体労働なんて言いながら、ぶつかったり、転んだり、でも、全部受けとめてあげよう、この子の思いを全部ここで出して、そして家庭に帰れるようにということで、学童クラブの職員もほんとうに努力をしているという話をよく聞きます。帰ってお母さんにおんぶもしてもらえない。帰ると、忙しいとか、早く寝なさいとか、早くお風呂に入りなさいと言われて、どうしても親に甘える時間が少ない、そういう分を何とか学童クラブでカバーしてあげたいという思いが、職員の中に大変強い。そういう思いで学童クラブの職員は接しているんだという話をよく聞きます。そういう意味からも、やはり閉じこもってしまう、社会と接点を持たない、そういう家庭の中に児童虐待とか、また子育ての問題がたくさんあるのではないだろうかということを感じています。

以上です。

○網野委員長 田辺委員は公募委員として、審議会の中で、都民の直接のいろんなお気持ちとか意見を反映したいということで委員になっていただいているわけですが、今のようなお話がおそらく実際の審議の部会ของときにも、具体的なことでどう取り組んだらいいかというふうなことで、いろいろ参考にさせていただけるかと思います。

○福田委員 私も都民代表なんですが、いろいろ意見をお聞きして、キーワードは当事者意識だと思います。当事者意識というのはどういうことかといいますと、今回のテーマである第一の少子化の問題、第二の子どもの自立、それと次のテーマで話す内容との、大体3点にかかわっています。

一つの例ですが、私は幸いにも児童施設を出た人たちとのつながりが深いので、彼らと話す機会が多いのですが、よくでる意見は、自立するとはどういうことなのか、具体的に施設内で学んでないということです。すなわち、今の施設の中で生きるとはどういうことなのか、迷惑をかけないようにするにはどうしたらいいのかは教えてくれたけど、自立についてはどの先生方も語ってくれなかったという言い方をしてくれます。これから出ていく社会がどの程度安心でどの程度危険な場所であるのかについて、誰も教えてくれなかった、とも。

児童施設へ行っていろいろ見る、聞くということをしているようですが、その先生自身もいろいろ問題を持っているでしょう。施設の先生、それと児童、それと少子化の時代の母、そうした人たちの本音、当事者意識に僕らがどれだけ入っていけるかによって、今後の審議会の内容の高まりが左右されるように思います。

3点目は、今のことと関連して、養護施設にしても、介護施設にしても、民間活力導入ということで、だんだん援助が切られて厳しい状況にあります。そういうときに、東京都はほんとうに施設の当事者意識というものを理解して対応しているのかどうか。その辺も今後のこのテーマの一つに入れていただきたいと思っています。

私は外資系の民間企業に勤めているのでよくわかるんですが、日本の企業と外資系の企業は、随分当事者意識が違います。短期の具体的目標が提示され、それを実現するための議論が活発であり努力が成果としてすぐ反映される。そういうような意味で今の福祉施設も民間化してほしい。すなわち社会福祉法人から民間施設並みの民間活力を導入してほしい。東京都は経営の効率化という言葉を使っていますが、そういう施設に期待されている課題は何か、一方で経営の効率化の必要性ということを本当に、具体的ピクチャーとして提示する、これがなかなか出てこないと思います。それはつまり、考えさせてくれるような学習なり啓蒙なり、それがまだ不足しているからだと思います。そういう意味で、話題にはならなかったのですが、今後の審議の中に福祉施設の経営効率化、あるいは民間活力導入についても入れていただければと切に願っています。

○網野委員長 ありがとうございます。

福田委員も公募委員として、今、具体的な形でいろいろご意見をいただきました。特に、いろんな例を挙げていただいて、当事者意識という視点を指摘していただきました。考えてみますと、子どもの自立だけではなくて、子どもにかかわる人たち、施設も関連しているかなとも思います。

いろいろご意見をいただいておりますが、もし特にほかにございませでしたら、そろそろテーマをまとめさせていただきたいと思っています。いろいろご意見をいただきました中で、

自立を中心に据えてということでは、ほぼ共通であったかと思います。これから専門部会を設置して進めていくテーマを、今、きょう、ここで正式に決める必要はありませんね。今後ともいろいろ検討しながらということでもよろしいかと思いますが、おおよそ「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」というようなテーマで審議を行っていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。これは別に賛成・反対ということではありませんで、方向づけということですので、では、大体このような方向でまず進めさせていただきたいと思います。

それでは、具体的に専門部会の委員の選任をさせていただきたいと思います。このテーマにかかわりのあります児童福祉、家族社会学、そういった学識経験者の方、民間企業、マスメディア、都民の代表の方などに入っていただきたいと思います。委員のお名前を申し上げたいと思いますが、大谷委員、庄司委員、瀬戸委員、田辺委員、福田委員、村井委員、山田委員、以上の7名の方を専門部会の委員とさせていただきたいと思います。私自身はオブザーバーとして参加させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○網野委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、このテーマを考えますと、きょういただいたご意見だけでもかなり幅広いかと思えます。この審議の充実を図るために、ただいま選任した委員のほかに児童福祉事業の従事者の方、学識経験者などの中から臨時委員を置かせていただければと思います。このことについて、事務局でお考え等ありましたら、ご説明をお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 ただいま委員長からお話がありましたが、審議の一層の充実を図るために、委員長からお話があった分野の方々の中から、児童福祉法第9条第2項及び第3項の規定に基づきまして、臨時委員を委嘱したいと考えております。

どの部会に属するかは、東京都児童福祉委員会条例施行規則第5条によりまして委員長が指名することとなっておりますので、人選を含めまして委員長と調整をしながら進めていきたいと考えております。

○網野委員長 今、説明をいただきましたが、この件につきましては、児童福祉法でも、特別の事項を調査審議するため、必要があるときは臨時委員を置くことができるというふうにされております。特段ご意見がなければ、委員長と事務局で調整して人選等については進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○網野委員長 それから、専門部会につきましては、今、委員あるいは臨時委員のお話があ

りましたが、そのメンバー以外の方々にも必要に応じて参加していただくこともあるかと思ひます。例えばヒアリングなども考えられますし、いろいろ進め方は、今後検討していきたく思ひます。

部会長の件はどうなりますか。

○松岡子ども家庭部計画課長 それぞれの部会ごとに、互選していただくこととなります。

○網野委員長 わかりました。

それでは最後に、福祉局長から一言、ごあいさつをお願いいたしたいと思ひます。

○幸田福祉局長 遅い時間にお集まりをいただきまして、また、それぞれの委員の皆様方から大変ご熱心なお話をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。また、委員長には、前期に引き続いてということをお願いしてございますが、どうぞ委員の皆様も、2年という任期になってございますけれども、ぜひともご支援とご協力をちょうだいしたいと思っております。

ただいま、今期の審議テーマについては、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」ということで決定を見たわけでございますが、委員長のお話の中にもございましたように、幅広いご意見がこれから展開されていくんだろうなというふうに、私ども事務局のほうも期待をしております。幅の広い形になりますと、行政としては具体の施策展開という点でやや難しくなるのかなという心配もございますけれども、ぜひともこの今回のテーマに沿ったものにしていただきたいと思ひます。

東京の少子化は、先ほど副知事がごあいさつで申し上げましたとおり、大変厳しい状況でございます。経済社会の衰退、あるいはまた年金医療制度の行き詰まり、こういうもののほかに、この子どもの自立、そして社会性が損なわれることを懸念している方が大変多いわけでございます。若い世代が夢を持ち、次代の親として成長し、安心して子どもを生み、育てられるようにすることが重要だというのは、今の委員の皆様方のお話の中にもございました。

都のほうでも今、次世代育成支援行動計画ということで、区市町村ともども策定に入っているわけでございますけれども、民間企業でも、東京都もその一つでございますけれども、301人以上の規模の事業所等ではこの計画をつくるというふうに法で定められてございます。これから民間の企業さんも、ぜひともこの子育て支援という観点からも、行動計画をつくって、よりよいものにしていただきたいなという希望を持っているところでございます。私どもも専任ポストを設置いたしまして、この策定に全力を尽くすつもりでございますので、また委員の皆様方からも機会あるごとにご指導いただければというふうに思っております。

先ほどの話の中にもございましたが、この8月1日に、福祉局と健康局が一体化されます。

新しい局、福祉保健局が誕生するわけでございますが、この機に合わせまして、これまでいわゆる医療保健部門と福祉部門は局が違っていただけでございますけれども、これを一体化する中で、例えば子育ての関係でいきますと、これまで健康局で所管していた母子保健、母子医療というものが、今回の新しい局では、少子社会対策部の中に全部取り込みまして、母子の関係の事業というものを、これまでは連携してやっていたわけでございますけれども、今まで以上に緊密な形で展開していきたいと思っております。

この子どもの状況でございますけれども、実は先だって民間のNPOさん等の方々とちょっとお話をする機会がございました。これは土曜や日曜に、若いお母さんが何かの用で子どもをちょっと預かってもらいたいといったときに、非常に格安な料金で、理由は問わないで預かるというお話を伺っていて、私も行政として少し欠けていたかなというふうに思いました。ともすると子育て支援ということで、例えば病気になったとか、冠婚葬祭だとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんの面倒を見るとか、こういうときに行政として手を差し伸べるというようなことはありました。しかし、先ほどの委員のお話の中にもございましたように、お母さん方も閉じこもりがちという方もいらっしゃるでしょうし、相談相手がなくて不安だという方もいる。あるいはまた、ストレスの解消もしたいといった理由でも預けられる。要するに、理由は問わないんだと。そうすると、ご主人と一緒に映画を何年ぶりかで見たとか、あるいはパーマ屋さんへ行ってすっきりしたとかというお母さん方がいるんだと。もう何の理由でもいいんだと、そういうちょっとしたところが支援につながるんだというようなお話をいただきました。

また、もう一つは、私はグループホームを幾つか見ているわけでございますけれども、従前は施設で過ごしていた子どもたちが、1ユニット、あれは7人ぐらいだったと思いますが、1戸民間住宅をお借りして、そこでグループホームというものを形成して過ごしている。この子どもたちが施設にいたときと大幅に変わった。例えば、入所時はお風呂に入るとお湯の流しっぱなしは平気だった。食事は座れば自動的に出てきた。こういう中で、ある日、ガス料金、水道料金の請求書が来た。子どもたちがそれを見た。こんなにガス代がかかるのかということで、それを一つの契機に、子どもたちがみんなでお風呂の入り方も競い合っ工夫をしたそうでございます。流しっぱなしのお湯というようなことはしない。入るときは、みんな連続して入ったほうがガス代も安くなると。こういうようなことが、このグループホーム内では、指導を直接したわけではなく、ただ、聞かれたときに、みんなが工夫すればもっと安くなるんだよというようなお話を指導員の方がされたそうですけれども、子どもたちはそういう意味では非常に自主的に動いている。ですから、私もこの2つの事例を伺って、行政としても心配りといいましょうか、目配りといいましょうか、もう少し心配りをしていかなければいけないかと反省をしつつ、教わったわけでございます。委員の皆様方はそういうことはいろいろとご承知おきだとは思っておりますけれども。

この児童福祉審議会では、これまでいろいろなご提言をちょうだいしてまいりました。前回も「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」というテーマで意見具申をちょうだいした

わけでございます。今後ともどうぞ今回のテーマを幅広く掘り下げていただきまして、これまで同様に意見具申をちょうだいできるようにしていただきたいと願っております。

どうぞ今後ともよろしく願いたします。ありがとうございました。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど3つの部会を改めてスタートさせることになりましたので、具体的にそれぞれ活動を始めていただくようになるかと思えます。そこで、今後の予定などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡子ども家庭部計画課長 早速でございますが、諮問させていただきたい事項がございますので、子ども権利擁護部会につきましては、平成16年6月28日、月曜日の午後6時から、里親認定部会につきましては、7月8日、木曜日の午前10時から開催させていただく予定でございます。担当の委員の皆様には、よろしく願いたします。

また、専門部会につきましても、7月13日、火曜日でございますけれども、午後6時からの開催を予定しております。担当の委員の方には、ご出席をよろしく願いたします。

それでは、本日は長時間にわたるご審議をありがとうございました。

閉会

午後7時20分